

令和7年

第1回市議会定例会 議案第31号

函館市職員退職手当条例の一部改正について

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第12項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第13項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第16項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第12項および第13項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した函館市職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給について

は、なお従前の例による。

(提案理由)

雇用保険法の一部改正に伴う失業者の退職手当に係る規定の整備等をするため